■ 目次

- ◆ Together with you (共に歩む)
- ◆ 2018年の中国知財業界の発展状況及び林達劉事務所の発展概要について

Together with you (共に歩む)

北京林達劉知識産権代理事務所 所長 劉 新宇(Linda LIU)

こんにちは。まず、この場をお借りして、ちょっと遅い新年の祝辞をさせていただきます。在席の皆さんにとって、健やかな、幸せな一年をお過ごされますように心よりお祝い申し上げます。

新年を迎えた本日、北京本部、上海オフィス、蘇州オフィス、大連ブランチから林達劉事務所の所員が 一堂に会し、2019年の新年会を開催できることを、心より嬉しく思います。

寒い冬の1日、北京や大連の街路樹の葉っぱは枯れ落ち、上海や蘇州はどんよりした灰色の曇に覆われていると思いますが、ここで皆さんの夢と希望に溢れた輝くばかりの笑顔、新たな1年に胸を弾ませている元気な姿に会えて、胸がいっぱいです。

林達劉事務所はこれまで皆さんと15年という歳月を力を合わせて、手を携えながら歩んできました。今日皆さんと、「林達劉」というファミリーの様々な物語について、本音で語り合えることを楽しみにしています。私たちは初心を忘れることなく、未来に向かい果てしなく広がる夢を共に語りましょう。

ゼロから出発した林達劉事務所が、ここまでやってきたこの15年間の足跡を辿ってみると、現在も事務所で一生懸命頑張ってくれている所員、事務所を離れた今も遠くから事務所を応援してくれている元所員も含め、みんな全員が一丸になり頑張って努力してきた結果、2003年に清華大学付近の学研ビルの小さな903室からスタートした林達劉事務所は、現在の環球貿易中心の16階と19階、さらに上海、蘇州、大連にもオフィスを構えることができました。このように一歩ずつ歩みながら、「実力者、中堅、若い力が互いに学び合い、共に進歩する」という安定した経営管理モデルを確立したのです。

私たちはこの15年間、いろいろなことをチャレンジし、これらのチャレンジを通じて、「真知は即ち行たる所以なり」という道理が分かるようになりました。これらのチャレンジを通じて、大学を卒業したばかりの新人メンバー、研究所を離れたばかりの開発研究者、他の分野から知財界に入ったばかりの新たなパワーを、徐々に同じ価値観、同じ志と夢を持つ林達劉人に育成することに尽力しています。林達劉事務所の企業文化を構築すると同時に、自分の実務能力を高め、知的財産権に対する理解、認識をさらにグレードアップさせるために、それぞれが最善を尽くしているのです。これらのチャレンジの結果、事務所の所員の多くは、実務から理論、自分の人生の目標の確立から、事務所の経営管理に対する位置づけに至るまで、大きな進歩を収めることができ、さらなる発展を目指しています。



ですから、この場を借りて、皆さんにこの15年間の感謝の気持ちを伝えたいと思っています。この15年間は、1年、1年を積み重ねて、その中で一人ひとりのクライアントとの出会いがあり、そのクライアントのニーズに応えるために、クライアントの笑顔を見るために頑張ってきました。ですから、「感謝」は単なる「ありがとう」という言葉ではなくて、事務所からの約束なのです。この新たな1年において、皆さんと喜びも悲しさも分かち合い、さらなる高みを目指すことを約束します。

この15年間、私たちは、弛まぬ努力によって、いろいろなことを形にしてきました。より高い目標を抱く穏やかで実直な姿は、林達劉人の特質です。私たちは、空が果てしなく広がっていることを知っているので、鷹が高い空を飛び回る姿に憧れ、自分自身もより高いところを飛び回り、美しい景色を見下ろしたいと思うのです。しかし、そのためには、まず自分の足元をしっかり固めることが必要であり、目の前の本業を全うしなければなりません。しかしながら、私たちはこの15年間の山あり谷ありの道のりにおいて、この目、この耳、この心で感じ取った熱情を歌い上げ、その感謝の気持ちを決して忘れていません。林達劉事務所は、まさにこのような着実で、様々なアンテナを張り巡らしている事務所です。

所長として私も、このような雰囲気の中で、少しずつですが成長してきました。成長の過程は辛いこともあり、容易なことではないですが、それが成長の核心ではありません。成長とは、注意深く一歩ずつ歩めば、素敵な楽しい思い出になります。それに伴って自己否定、迷い、焦り、失望、諦めがあり、如何に辛かったとしても、人として1人前になるための必須授業であり、結局人生の宝物として残るのです。夜明けには東の空から必ず太陽が昇ってくるように、乗り越えられない困難はないと信じています。そのため、この15年の歳月が私に教えてくれたのは、心得だけではなく、絶えず湧いてくるエネルギーであり、情熱です。もちろん、この過程において、自分自身にも変化があり、心の荷物をようやく卸すことができました。

皆さんもお気づきかもしれませんが、私は一昨年の8月から、ネイルアートもヘアカラーも止め、特に昨年8月には長年私のトレードマークであったヘアスタイルを、ショートのグレイヘアにしました。私は今、天命を知った世代の女性として、グレイヘアのありのままの自分を受け入れたのです。このような穏やかで

安寧とした私と、十数年後のシルバー世代まで共に歩んでいってほしいと切に願っています。私は、自分の身体の変化を受け止めながら、自分自身がより豊かで包容力のある人間になるために、まだ努力しなければならないと思っています。

もう一つ、2017年5月から1年半余りの調整を経て、私は、林達劉事務所の大切さを再認識することができました。林達劉事務所は現在、中国の知的財産業界にとって微力ながら貢献し、国内外のクライアントの皆さまにもご信頼、ご期待いただけるようになりました。これもひとえに魏先生、李茂家先生、張会華先生及び在席の皆さんのお陰であると感謝の気持ちでいっぱいです。私はパートナー各位に対して、将来が今までの15年間より光り輝くように頑張ってほしいですし、所員一人ひとりも多くの成果を挙げて上昇気流に乗ってもらいたいと思っています。私自身も更に調整してもっと頑張らなければならないと気持ちを新たにしています。

私は今日ここで、今後パートナーと協力し、各業務部門との仕事に協力しながら、次の世代を担う皆さんを育成し、皆さんと一緒に事務所の内部及び外部管理をより安定的に構築することを約束します。また、皆さんと胸襟を開いて語り合い、あなたの進むべき道を一緒に見つけ、お互いのコミュニケーションを通じて自分に対する再認識、勉強過程を改善する方法も共に探すことを約束します。

この過程において、私が一番幸せ者かもしれません。なぜならば、林達劉事務所は15年間の歩みを通して、多くの皆さまのご支援で小さいなしっかりした土台を築くことができ、多くの仕事は一人ではなく、多くの皆さんの知恵を集めて一緒に探求したり、話し合ったりしなければならないことが分かりました。ですから、今後は私から一方的に教えるのではなく、皆さんがひたすら私のアドバイスに従うのでもなく、皆さんと一緒に同じ方向を目指して共に意見を出し合い共に進むべきだと思っています。皆さん、自分の体力、時代のペースに合わせて、腕をより磨き、効率を更に高め、サービスの質を高め、共に前進していきましょう。

事務所は昨年も、一昨年もいい業績を収めることができました。在席の皆さんもそれぞれ自分なりの成長を遂げたと思いますが、本日は「典型的な案件の担当者」及び「2018年優秀賞」を授与したいと思います。今日、受賞できなかった人も、落ち込むことなく、来年を目指して頑張ってくださいね。そして、過去1年の自分の頑張りを振り返ってくださいね。そして、自分の好きなやり方でこの一年にいろいろ苦労した自分をご褒美してください。そしてリンダから直接の評価がほしいなら、遠慮なく声をかけてくださいね。

皆さんへの心よりの感謝以外に、最後に、熱烈な拍手で魏先生、李茂家先生、張会華先生、次に続くパートナー全員に感謝の気持ちを表しましょう。「事務所の宝」である魏先生は、何事に対しても先見の明があり、全局を見抜き、重要な舵取りの役割を果たし、事務所を正しい方向に引っ張ってくれています。李茂家先生と張会華先生はまさに「継続は力なり」の事務所の代表として、自らの行動で模範を示してくれています。次に続くパートナーも一丸となり、活気溢れる若い力を体現してくれています。

新たな1年において、ぜひ皆さんと手を携えて歴史から任されたミッションを引き継いで、国の期待、時代の期待、自分の期待に応えられるように頑張りましょう。高い志を持てば、どんな困難に出会っても、そ

の困難を乗り越える信念、勇気を持つことができます。そうすれば、いつも平常心を保つことができるはずです。この先、道がどのように遠く険しくても確実な歩みで進んでいけるはずです。ただし、高い志を目指している最中でも、日々の暮らし、それぞれが担っているミッションもつねに謳歌することも忘れないでくださいね。

これで、私の新年のご挨拶を終わらせていただきます。また、皆さんのご家族、いつも林達劉事務所を 支えていただいてるクライアントの皆さま、友人の皆さまにも新年のご挨拶を申し上げます。皆さんと共に 歩んで勇往邁進に、素敵な1年になりますようにお祈り申し上げます。











2018年の中国知財業界の発展状況及び林達劉事務所の発展概要について

さる2018年は中国改革開放40周年でした。この一年、中国知財業界においては、国家知識産権局を 含めての組織再編から知財法律の改正及び司法体制の改革まで多くの変化が見られました。全体の傾向としては、知財保護が強化され、審査や裁判の品質と効率も大幅に向上されたと言われています。ここに、ご参考まで過去一年の専利、商標、訴訟などに関する統計データ、法律法規の改正に関する情報の概要を纏めてみました。その同時に、弊所過去一年の業績及び典型的な事例も簡単にご紹介いたします。少しでもご参考になれば幸いです。詳細な情報などが必要でございましたら、ご遠慮なくいつでもご連絡願います。

目次

- I. 2018年中国知財関連データ
- Ⅲ. 中国司法体制の改革と調整
- III. 知財関連の立法情報及び司法解釈
- IV. 弊所代理した代表的な事件についてのご紹介
- V. 弊所2018年の発展概要

I. 2018年中国知財関連データ

中国国家知識産権局は2019年1月10日に北京で2018年の主な業務統計データ及び関連情況を発表した。当日の発表によると、2018年中国専利、商標及び訴訟の主なデータは以下のとおりである。

1. 専利について、発明特許の出願件数は154.2万件で、2017年の138.2万件と比べて約11.6%増。 そのうち、発明専利登録件数は43.2万件で、中国国内発明専利の登録件数は34.6万件である。登録された中国国内専利のうち、職務発明は93.3%の32.3万件を占め、非職務発明は6.7%の2.3万件を占めている。

2018年中国国内出願人による専利登録件数ランキングトップ10((香港、マカオ、台湾を含まない)順位で、華為技術有限公司は3,369件、中国石油化工股份有限公司は2,849件、広東欧珀移動通信有限公司は2,345件、国家電網公司は2,188件、京東方科技集団股份有限公司は1,891件、珠海格力電器股份有限公司は1,834件、聨想(北京)有限公司は1,807件、騰訊科技(深セン)有限公司は1,681件、中興通訊股份有限公司は1,552件、中国石油天然気股份有限公司は1,129件である。

実用新案特許の登録件数は187.4万件であり、2017年の168.8万件に比べて約11%の増加が見られた。意匠権の登録件数は66.7万件であり、2017年の62.9万件を上回った。 PCT出願受理件数は5.5万件であり、前年比9%増となった。

- 2. 2018年の専利不服審判請求件数は3.8万件で、結審事件は2.8万件であり、無効審判請求の事件数は0.5万件で、審決を下したのは0.4万件であった。
- 3. 商標については、2018年の商標出願件数は737.1万件で、登録件数は500.7万件で、そのうち、中国国内登録件数は479.7万件であった。昨年、商標登録審査の平均期間は6ヶ月以内に短縮された。各種類の商標審判事件事件は32.2万件を受理され、審決を下されたのは26.5万件であり、商標拒絶不服審判の審理時間は7ヶ月以内に短縮された。
- 4. 訴訟については、昨年の全体的な統計データはまだ発表していないが、北京市の裁判所が公表したデータによると、2018年には、北京の三級の裁判所は知財関連の一審事件計52,463件を受理し、同期比47.4%増となった。その中、民事事件は39,032件、行政事件は11,034件であった。北京の三級の裁判所は知財関連二審事件計6,537件を受理し、そのうち、民事事件が2,466件、行政事件が4,071件であった。

Ⅱ. 中国司法体制の改革と調整

1. 最高裁判所知財法廷の設立及び稼動

2018年10月26日、第13次中国全国人民代表 大会常務委員会第六回会議において、「専利等 知財事件の訴訟手続に関する若干問題の決定」 が可決された。当該決定によれば、知財事件審 理の品質・効率の向上並びに各地における審理 基準の統一をするために、最高裁判所に知的財 産法廷(以下「知財法廷」をいう)を設け、集中的



に全国における専門性の高い専利等訴訟の上訴事件を審理する。

知財法廷は、最高裁判所傘下の常設裁判機関として、全国における専門性、技術性が高い専利などの 民事及び行政上訴事件を管轄する。知財法廷は専利などの知財事件の裁判基準を統一して、イノベー ション駆動発展戦略の実施を加速化する役割を果たす。審理の専門化、管轄の集中化、手続きの集約化 及び人員のプロ化を実現することで、知的財産強国及び科学技術強国の建設に有力な司法保障及び サービスを提供する。

12月27日に発表された「知財法廷の若干の問題に関する最高裁判所の規定」には、最高裁判所知財法廷の位置づけ、管轄範囲、審理方式などを詳しく規定し、情報の電子化を大いに推進し、訴訟時における当事者の利便性を高めることについても多くの条文を設けた。

12月29日に全国人民代表大会常務委員会に正式に任命された知財法廷の裁判官は、廷長、副廷長を含め、27名がいる。最高裁判所の知財法廷の廷長として羅東川、副廷長としての王闖、周翔、李剣が任命された。

最高裁判所知財法廷は、2019年1月1日から既に稼動し始まった。

2.インターネット裁判所の増設及び司法体制改革の推進

中国最高裁判所は7月25日に、北京市と広州市にインターネット裁判所を設立すると発表した。北京市と広州市へのインターネット裁判所の設置については、7月6日に開催された中央改革全面深化委員会の2018年第3回会議で提議され、当該会議において「北京インターネット裁判所、広州インターネット裁判所業務の推進に関する分担方案」が審議・可決された。最初のインターネット裁判所は2017年8月に浙江省杭州市に設立され、2018年8月月末までに、12,103件



のインターネット関連事件を受理し、10,646件を審結した。インターネット上の開廷審理は、平均的には28分間がかかり、平均審理期間は41日だった。起訴、応訴、仲裁、審理、判決など裁判の一連の手続きもネットを通じて行われる。裁判文書は人工知能(AI)を利用して作成され、裁判官は修正のみを行う。

2018年9月7日に最高裁判所が施行された「インターネット裁判所の事件審理の若干問題に関する最高裁判所の規定」によれば、インターネット裁判所はネット上の売買契約の調印及び履行に関する紛争、すべての行為がネット上に行われる金融借金契約紛争、少額の借金契約紛争などの事件を管轄する。

インターネット裁判所は、インターネットの新しい技術を利用して、起訴、応訴、仲裁、審理、判決など裁判の一連の手続きもネットを通じて行われるので、司法体制の改革の推進が期待される。

III. 中国知的財産権に関する立法情報及び司法解釈について

1. 中国専利法改正草案の背景及び改正要点

中国現行の専利法は1985年に施行されて以来、1992年、2000年、2008年計3回の改正を行われ、発明創造を励まして保護し、科技の進歩及び創新を促進することに大きな役割を果たしてきた。中国経済・社会の形勢発展に伴い、専利分野においても以下のような新たな状況、新たな問題が出てきた。専利権の保護効果と専利権者の期待との間のギャップがまだあり、権利を保護するには立証が難しい、コストが高い、賠償金額が低いなどの問題があり、地域をわたる権利侵害事件、インターネットによる権利侵害事件が増えてきて、専利権の濫用現象も時々目にされた。それに、専利技術の転化率が高くない、専利

権のライセンスの需給情報は非対称で、転化サービスも不十分である。関連国際条約への加入に適応し、発明者、考案者に権利の取得により一層の便利を図るには、専利権付与制度も更に整備する必要がある。

上記の問題を解決するために、司法部は中国国家知識産権局などの部門は新たな情勢、新たな要求に基づき、繰り返し検討、調整、修正して、「中華人民共和国専利法改正案(草案)」を作成し、国務院第33回常務会議の論議を経て採択された。今回の改正草案の改正ポイントは、以下三つの面にまとめることができる。一つ目は、専利権者の合法的権益の保護を強化することである。権利侵害行為への懲罰を更に厳格化し、司法保護の主導的な役割を発揮すると同時に、行政摘発など執行を改善し、専利による保護効果・効率を高める。二つ目は、専利の実施及び運用を促進すること。発明者、考案者への奨励メカニズム及び専利権付与制度を整備し、専利公共サービスを強化し、専利権利の取得及び実施にさらなる便利を図り、イノベーション意欲を激発し、発明創造を促進する。三つ目は、実践により成熟であると証明されたやり方を法律規範にすること。

2. 知的財産紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干の問題に関する最高裁判所の規定

知的財産紛争の行為保全事件の正確な審査を図り、当事者の適法な権益を有効に保護するため、「中華人民共和国民事訴訟法」「中華人民共和国特許法」「中華人民共和国商標法」「中華人民共和国著作権法」等の法律の規定に基づき、裁判、執行活動の実際を考慮して、「知的財産紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干の問題に関する最高裁判所の規定」が2018年11月26日に最高裁判所裁判委員会第1755回会議で可決され、2019年1月1日から施行された。当該司法解釈において、行為保全の当事者、管轄、申請条件及び審理などを詳しく規定されている。

Ⅳ. 弊所代理した代表的な事件についてのご紹介

2018年には、国内外のお客様のご指導で、弊所は、全員一丸となり、緊密に協力しながら、数多くの専利・商標事件、権利侵害訴訟、行政訴訟を代理し、成功率が80%を上回った。お客様の中国における知財活用・知財戦略の推進に積極的な役割を果たしてきたと信じる。ここにその一部の代表的な事件を挙げて簡単にご紹介する。ご参考になれば幸いに存じる。

1. 無効審判及び審決取消事件

2018年、弊所は多くの無効審判請求を担当し、成功率は80%に達した。そのうちの一例として、「1-置換-3-フルオロアルキルピラゾール-4-カルボン酸エステルの製造方法」という特許に対する無効 審判請求において、弊所は特許権者の代理人として説得力のある主張をした結果、有効審決をもらった。 しかし、無効審判請求人はこのような結果に納得できず、審決取消訴訟を提起した。一審裁判所は特許 の技術について誤解した結果、審決を取消す旨の判決をした。このような判決を受け止めることができ ず、特許権者は弊所に控訴を依頼した。弊所は二審において争点を再整理して的確な主張を行った。その結果、北京高裁は事実を究明した上で、一審判決を取消し、審決を維持する旨の二審判決をした。

2.裁判所が被告に証拠提出令を出し、弊所の損害賠償請求を全額認めた意匠権侵害事件

株式会社MTGは美顔ローラーReFaという定番商品だけでなく、トレーニング機器Sixpadも消費者に注目され、人気を博している。Sixpadは、6個の腹筋から発想した6枚のウイングを有する独特で新規なデザインを誇る商品であるが、このデザインは他社が模倣する対象となった。特に、深セン市恒健達科技有限公司が扱っているトレーニング機器「Imate」は市場での注目度及び販売量が大きい。

上記Imate(以下、イ号製品という)に対して、弊所は株式会社MTGの依頼に基づいて多くの証拠を収集した上で、深セン市中等裁判所に提訴した。しかしながら、イ号製品は株式会社MTGの意匠に係る物品と若干の差があるため、一審裁判所は非類似と判断した。一審判决を不服とした株式会社MTGの依頼を受け、弊所はさらに広東省高等裁判所に控訴した。また、二審の途中に、イ号製品に係る恒健達社の登録意匠を無効にすることができた。

二審において、弊所は両者の意匠の類似性を主張するほか、2018年6月、イ号製品の販売状況に関する多くの証拠を提示した上で、被告の販売記録や帳簿等の提出を命じるよう裁判所に求めた。その結果、裁判所は当方の申請を認め、被告に対してかかる証拠の提出を命じる書面裁定を下した。その後、当方は被告が提出した販売記録等について証拠調べを行った上、さらに当該証拠の不十分さを証明するための反証を提出した。

2018年8月、広東省高等裁判所は、侵害が成立すると判断し、一審判决を取消し、損害賠償額200万人民元及び訴訟費用20万人民元の請求を全額認める旨の終審判決を言い渡した。

3.二審判決で法定損害賠償の上限額100万人民元が維持された特許侵害事件

日本会社Aは、自社の製品を長年模倣した中国会社Bを、特許権侵害を理由に提訴し、弊所は日本会社Aの代理人を担当した。本件の一審において、中国会社Bは本件特許に対する無効審判を請求したが、弊所の努力によって本件特許は有効審決を取得できた。また、裁判所の開廷審理及び現場検証によって、侵害が成立すると確認された。損害賠償について、当方は税務署へ被告の納税記録を取り寄せるよう裁判所に申請した。裁判所は当方の申請を認め、被告の付加価値税の納税記録を取り寄せた。当方は取り寄せた情報に基づいて、損害賠償額を推算した。本件の一審裁判所である上海知的財産裁判所は、特許侵害が成立すると判断し、法定損害賠償の上限額100万人民元を命じる旨の一審判決をした。

被告は一審判決を不服として控訴を提起し、二審において無効審判請求を数回も行ったが、当方が的確に対応した結果、その無効審判請求はいずれも成功できなかった。2018年12月、特許審判委員会は被告の2回目の無効審判請求に対して、有効審決をした。二審裁判所である上海高等裁判所も、一審判决を維持する旨の終審判決を言い渡した。

4.弊所より取り扱った商標「OKAYAMA」に関わる異議申立の件は「2017年~2018年度優秀商標代理事件」に選出

当所は日本岡山県政府、岡山商工会議所、岡山県商工会連合会、岡山県中小企業団体中央会の4つの異議申立人の依頼を受け(以下は「異議申立人」をいう)、2016年11月21日に、「HONGKONG LOUIS JOHN BRAND CO.,LIMITED」(以下は「被異議申立人」)の第18080527号商標「OKAYAMA」(以下は「被異議申立商標」をいう)に対して、異議を申立てた。

異議申立人は主に次のとおり主張した。(1)「OKAYAMA」は「岡山」の英語表記で、漢字の「岡山」と唯一に対応している。しかも、「岡山」は中国において広く認知され、公衆に周知されている地名である; (2)被異議申立人は他人の著名性の高い商標を模倣する一貫した悪意を持つ; (3)「岡山白桃」は既に日本の地理標識として登録されている。被異議申立商標が登録したら、関連公衆に商品の産地について誤認を生じさせやすい。

商標局は次のとおり認めた。「OKAYAMA」の中国語意味は「岡山」で、日本の県名と市名であり、公衆に周知されている外国地名に該当する。被異議申立商標は「OKAYAMA」と一致したため、「商標法」第十条第2項に違反した。また、「OKAYAMA」が商標として欺瞞性を帯び、商品の産地について公衆に誤認を生じさせ恐れがある。したがって、「商標法」第十条第1項第7号、第十条第2項、第35項の規定に基づき、当該被異議申立商標の登録は拒絶された。

本件において、商標局は「商標法」第十条第2項を適用し、公衆に周知されている外国地名についての保護に当って、地名の外国語表記と中国語表記の対応関係を積極的に考慮したうえで、両方とも手厚い保護を与えた。そして、公衆に商品の品質又はサービスの出所について誤認を生じる視点からも、「商標法」の第十条第1項第7号を適用し保護を与えた。本件は周知の外国地名を守る当事者に、新たな方向性を提供している。一方、悪意による商標冒認出願への対応や中外商標権利者の知的財産権への保護といった視点からみれば、中国商標審査機関の責任感と執行力を強く伝われ、海外の権利者に中国での権利行使に対する信頼性を高めることもできた。



5.弊所が代理した数件の商標行政訴訟が勝訴となり、訴えられた審決が成功的に取り消されたこと

司法実務には、商標行政訴訟の原告による勝訴率が一般的には低いであるが、2018年に弊所が代理した複数の商標行政訴訟は全部勝訴の結果を獲得し、勝訴率が割には高いと言われる。

例えば、弊所が代理したあるヨーロッパ会社の3年不使用取消案件において、その商標の商標権者が 弊所のお客様の長年をわたり使用していた商標を冒認出願した。三年不使用取消審判の行政の段階において、相手は、製品カタログ、契約書、インボイスなどを複数の使用証拠を提出したため、商標審判委員会は、本件商標が有効的に使用されていると認定した。行政訴訟の段階において、弊所は、その商標権者より提出した使用証拠を綿密に研究したうえ、数か所の欠陥を指摘し、しかもその使用方式と登録様態において相違があるため、かかる商標の合法的な使用証拠と認定されるべきではないと主張した。結局、裁判所は弊所の主張を認め、訴えられた審決を取り消された。また、もう一件の三年不使用取消審判の案件では、弊所が、中国国内のある会社の代理人として、相手より提供した使用証拠に対して、数多くの反証を収集、提供したため、裁判所は、相手より提供した使用証拠がただ一回の取引証拠であり、商業慣例に合致しないと認定し、しかも弊所より提供した反証によって、相手が商品及び宣伝において本件商標を使用していないことも判明したため、弊所の主張を認め、訴えられた審決を取り消された。

三年不使用取消審判の案件のほか、弊所が代理した複数の商標無効審判の事件も勝利の結果を収めた。そのうち、弊所のお客様である日本のある会社の登録商標が顕著性欠如を理由として無効審判された事件があり、その行政訴訟の段階には、弊所は、関連公衆が本件商標をその指定商品・役務の機能または用途として識別されず、商品・役務の出所を示す役割を果たすことができると強調するとともに、大量の使用証拠を提出することにより、本件商標が実際の使用において弊所のクライアントとの対応関係を構築してきたことを証明できた。そこで、一審裁判所は弊所の主張を認め、本件商標が顕著性を有することを認定し、商標審判委員会が下した審決を取消された。

また、もう一つの無効審判案件は、弊所がある日本の会社の代理人として、他社の冒認出願商標に対して、その著作権を侵害したことを理由に、無効審判請求を提起したが、商標審判委員会及び一審裁判所は弊所の主張した著作権を認めず、弊所の作品登記が係争商標の登録日より遅れていることと認定した。二審段階においては、弊所より提出した権利所属証拠のうち、作品登記のほか、先行公開発表及び使用に関する証拠も数多く含まれていると強調し、且つ先行公開・発表の関連証拠を詳しく説明した。二審裁判所は最後に弊所の提出証拠を認め、無効審判の審決及び一審判決を取消した。その他には、手続き違法により、訴えられた審決が取り消された案件もある。

要すると、勝訴率の高くない商標行政訴訟事件であっても、弊所としては、「1%の可能性があっても、 100%の努力を尽くす」という覚悟を持って、チームワークで案件の経緯と証拠を真面目に検討し、積極的 に関連証拠を収集し、お客様の利益を最大化にさせるように精一杯努力している。

V. 弊所2018年の発展状況に関するご紹介

昨年、海外内のお客様のご指導のお陰で弊所は業務上かつ組織上で大きな成長を遂げました。この場をお借りいたしまして、弊所昨年の発展実績を簡単に以下のとおりご紹介いたします。

- 1. 弊所の専利、商標及び訴訟などの業務が順調に伸びている。
- 2. パートナー部隊を更に強化し、3人のパートナー候補を増加して37名の部隊になった。
- 3. 2018年8月18日、弊所は創立15周年を迎え、所内で多くのイベントを行った。
- 4. 中華商標協会よりの「2017-2018年度優秀商標代理機関」に選出。
- 5. 弊所代理した商標「OKAYAMA」に関わる異議申立の件は「2017年~2018年度優秀商標代理事件」に選出。
- 6. 外国企業又は事務所よりの数多くの研修生を受け入れ、専利·商標の出願権利化、無効審判及び侵害訴訟などに関連する研修コースを提供した。
- 7. 複数の企業に協力し、国家知識産権局又は審査協力センター向けの技術説明会を成功裏に行った。
- 8. ヨーロッパとアメリカの事務所と共同で北京、上海、蘇州、浙江など地域で講演会及び交流会を開催した。企業の海外における知的財産権の保護に全面的なサポートサービスを提供してきた。
- 9. 魏弁護士が「第6回中日韓知財産権ユーザーシンポジウム」に出席し、「新たな時代、より強力な知的財産保護」をテーマとして講演。



責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学(Chixue WEI)

社長 弁理士 劉 新宇(Linda LIU)

担当者: 所員 キン 英芳(Yingfang JIN) 張 輝(Ashley ZHANG)

北京林達劉知識産権代理事務所 企画室

(Business Development Department, LINDA LIU & PARTNERS)

〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階

Tel: 86-10-5825-6596(WEI) 86-10-5825-6089(LIU) 86-10-5825-6366(代表)

Fax: 86-10-5957-5201(代表) E-mail: <u>ipnews@lindapatent.com</u> Website: <u>http://www.lindapatent.com</u>